

●国保の届け出は、市役所市民課・国保年金課または各総合支所市民福祉課の窓口へ

区分	どんなとき	手続きに必要なもの	窓口
国保に入る	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失連絡票、離職票など）、職場の健康保険の被扶養者から外れたことの証明書、年金証書（60歳以上65歳未満の方）	市民課・各総合支所市民福祉課
	子どもが生まれたとき	印鑑	
国保をやめる	職場の健康保険に入ったとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、国保証および職場の健康保険証（国保をやめる方全員の分）、高齢受給者証	市民課・各総合支所市民福祉課
	国保の被保険者が死亡したとき	印鑑、国保証	
その他	国保証を紛失したり、汚れて使えなくなったりしたとき	印鑑、使えなくなった国保証、届け出をする方の本人確認資料（運転免許証など）	国保年金課・各総合支所市民福祉課
	退職者医療制度に該当したとき	国保証、年金証書	
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	国保証	
	修学により他市区町村に居住するとき（㊦保険証の交付）	印鑑、国保証、学生証の写しまたは在学証明書（入学前の方は入学許可証または合格通知書）	
	㊦保険証に該当しなくなったとき	印鑑、㊦保険証、卒業証明書または新しく加入した職場の健康保険証	

◆世帯に重度心身障がい（児）者医療の該当者がいる場合は市福祉課、また子育て支援医療、ひとり親家庭等医療の該当者がいる場合は市子育て支援課での手続きも必要な場合があります。各医療証を持参してください。

●国民年金の届け出は、市役所国保年金課・各総合支所市民福祉課の窓口へ

区分	どんなとき	手続きに必要なもの
加入が必要な方	離職などにより厚生年金や共済組合の加入者でなくなったとき	印鑑、年金手帳、資格喪失日のわかる書類（資格喪失連絡票、離職票など）
	配偶者の扶養から外れたとき	印鑑、年金手帳、扶養から外れた日のわかる書類（資格喪失連絡票など）

◆年金を受給している方で、毎月誕生日に「現況届」のはがきを提出している方は、別途住所変更の届け出が必要です。

◎本人確認資料が必要です

近年、第三者が本人になりすまして虚偽の届け出をしたり、住民票などの各種証明書を不正に受け取ったりして悪用する事件が全国的に発生しているため、市民課では窓口に来た方の本人確認を実施しています。戸籍の届け出、住民票異動届、各種証明書の請求をする際は、本人確認ができる書類を持参してください。

【本人確認ができる書類】

次の①では1点、または②では2点必要です。

①官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書などで顔写真付きのもの（顔写真のある住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など）は1点

②官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書などで顔写真のないもの（健康保険の被保険者証、年金手帳、各種年金証書、顔写真のない住民基本台帳カードなど）は2点

◆官公署発行以外のもの（本人の名前の記載のあるキャッシュカード、診察券など）と、②のいずれか1点の組み合わせでも可。

●お願い

3月から4月は転勤、進学などによる異動時期に当たるため、市民課や各総合支所市民福祉課の窓口が大変混みます。住所変更の届け出や各種証明書の申請・交付の際、お待ちいただく時間が長くなる場合もありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

# 住所異動や各種届け出は忘れずに

- お問い合わせ／市民課住民係 ☎26-5723、市福祉課地域福祉係 ☎26-5731、市介護保険課介護認定係 ☎26-5732、市国保年金課国保係 ☎26-5727、市国保年金課国民年金係 ☎26-5728、各総合支所市民福祉課

転入、転出などの住所の異動があったときは、下表のそれぞれの区分に従って届け出をしてください。届け出を忘れると、法により罰せられることがあります。国民健康保険（以下「国保」）や国民年金の加入・脱退なども忘れずに手続きをしてください。

## ●住所異動の届け出は、市役所市民課・各総合支所市民福祉課の窓口へ

区分	届け出期間	手続きに必要なもの
転入届 (他市区町村から本市に住所を移したとき)	住み始めた日から14日以内（住み始める前の届け出はできません）	印鑑、前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金手帳(国民年金加入者のみ)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
転居届 (本市内で住所を移したとき)		印鑑、国保に加入している方は国民健康保険証(以下「国保証」)、また介護保険、後期高齢者医療被保険者、重度心身障がい(児)者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療に該当している方は各医療証など、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
転出届 (他市区町村に住所を移すとき)	引っ越しのおおむね14日前から引っ越しをする日まで（事前に届け出ができない場合は引っ越しをした日から14日以内）	印鑑、印鑑登録をしている方は印鑑登録証、国保に加入している方は国保証、また介護保険、後期高齢者医療被保険者、重度心身障がい(児)者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療に該当している方は各医療証など、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ◆新住所地に転入後14日以内に転入届の手続きを行ってください。
世帯変更届 (世帯主変更や世帯分離、世帯合併をするとき)	変更のあった日から14日以内	印鑑、国保に加入している方は国保証、また重度心身障がい(児)者医療、子育て支援医療、ひとり親家庭等医療に該当している方は各医療証など

- ◆代理人が届け出をするときは、代理人の印鑑と本人の委任状が必要です。
- ◆住所異動の届け出をする方（届け出代理人も含む）の本人確認を行いますので、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど公的証書類を持参してください（詳しくは本紙8頁参照）。
- ◆外国人住民の方の住所異動の届け出には、在留カードまたは特別永住者証明書の提出が必要です。新規に入国在留される方は、パスポートの提示が必要です。
- ◆後期高齢者医療、重度心身障がい(児)者医療および介護保険に該当している方は市福祉課での手続きが必要です。
- ◆子育て支援医療、ひとり親家庭等医療、児童手当、児童扶養手当に該当している方および認可保育園に在園中の児童がいる場合は、市子育て支援課での手続きが必要です。
- ◆住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出する前に市民課または各総合支所市民福祉課へ転出届を郵送しておき、住民基本台帳カードを引っ越し先の市区町村の窓口へ提示し転入届を行うと、窓口での届け出が一度で済む特例制度があります。詳しくは、市民課または各総合支所市民福祉課へお問い合わせください。

## ◎住民異動届などの受付時間を延長します

期間／3月25日(月)～4月2日(火)（土曜・日曜日を除く）▶受付時間／午後7時まで▶場所／市民課窓口（各総合支所の時間延長はありません）▶受付業務／転入転出届などの住民異動届（転入届、転出届、転居届、世帯変更届）、各種証明書の交付（戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録と印鑑証明、所得証明（未申告のものは除く）▶その他／住民異動届に伴う国保、国民年金、後期高齢者医療や児童手当などの諸手続きも、担当窓口で受け付け可

- ◆パスポートの申請・交付、住民基本台帳カードの発行、公的個人認証の受け付けはできません。
- ◆出生や婚姻など戸籍の届け出は夜間受付（地下宿直室）での受け取りのみとなります。
- ◆提出書類などで確認できない場合は、受け付けできない場合もあります。